

令和6年12月6日

美祢市長 篠田 洋司 殿

美祢市農業委員会
会長 山本 正二

美祢市の農業対策について（要望）

国は、令和5年度の通常国会で「食料・農業・農村基本法」の一部を改正する法律を可決・成立しました。その基本理念のひとつとして、生産性の向上・付加価値の向上により農業の持続的な発展が図られなければならない旨を追記し、基本的施策として、効率的かつ安定的な農業経営以外の多様な農業者による農地の確保、農業法人の経営基盤の強化、農地の集団化・適正利用、農業生産の基盤の保全、スマート技術の活用、知財保護・活用等、サービス事業体の活動促進、等々を規定しています。また従前のどおり家族農業経営の活性化を規定しています。

本基本法による「食料・農業・農村基本計画」はこれから議論され改定される運びにあります。

人口減少が続くなか、農業において農地の集団化や、スマート農業により効率化を推進していますが、一方で担い手不足の深刻化、法人においても構成員の高齢化が喫緊の課題となっており美祢市においても同様な状況にあり、農業者人口を確保し、農村地域社会を維持することは重要なテーマであると認識しています。

国の農業支援対策の対象者の主流は認定農業者ではありますが、農業や農村環境は認定農業者だけではなく中小農業者、家族農業によっても維持されている実態にあります。

市においては、多様な農業者に対し施策支援が実施されるよう「新たな仕組み」を県と一体となって構築され、併せて次の二点について要望します。

1. 担い手確保のための新規就農者支援

国は新規就農支援として、就農時の年齢が原則49歳以下の新規就農者に対し「認定新規就農者」制度を設けています。しかしながら、「認定新規就農者」の活用の壁は高い状況にあり、認定新規就農者でなくても居住地で第2種兼業農家として新規就農する者や、親等が行う作物とは別に新たな作物を新規に就農して行う者など、多様な就農形態は存在します。

就農形態は様々であっても経営開始の資金は必要であり、農機具、施設設備の投資にかかる一部補助や借入金にかかる利息の援助など「認定新規就農者」制度とは別の新たな仕組みの構築を要望します。

2. 農業機械の更新に対する援助

最近、「今使用する農業機械が使用できなくなった時点で農業をやめる」との声が年配の農業者から聞かれます。生産資材の上昇傾向にあり、農産物価格は上がらない実態ではなおさらです。認定農業者以外の多様な農業者の存在は農地・農村環境維持のためにも重要です。このためにも認定農業者以外の担い手への農業機械更新のための支援策を策定されることを要望します。

以上